

検討項目(内容)		検討委員会での意見/事務局 案	参考事例など
第 3 章 まちづくり協議会			
基本的事項	まちづくり協議会	<p>検討委員会での意見</p> <p>○まちづくり協議会は学区・地域毎に一つしか認められない。だからこそ相当の民主性を備えている必要がある。</p> <p>○まちづくり協議会の認定については、どのような言葉を使うのが良いのか。</p> <p>○認定要件を明確にする必要がある。</p>	(資料②) まちづくり協議会の認定要件について 参照
		<p>事務局 案</p> <p>(資料②) まちづくり協議会の認定要件について 参照</p>	
	まちづくり協議会	<p>検討委員会での意見</p>	(資料③) まちづくり協議会の認定にかかる申請について 参照
		<p>事務局 案</p> <p>(資料③) まちづくり協議会の認定にかかる申請について 参照</p>	
	まちづくり協議会	<p>検討委員会での意見</p>	<p>▼市長は、認定まちづくり協議会が第7条の規定に該当しなくなったと認めるときその他認定まちづくり協議会として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>(松山市地域におけるまちづくり条例)</p>
		<p>事務局 案</p>	
<p>認定の申請</p>	<p>事務局 案</p> <p>(資料③) まちづくり協議会の認定にかかる申請について 参照</p>	<p>(資料③) まちづくり協議会の認定にかかる申請について 参照</p>	
<p>認定の取消し</p>	<p>事務局 案</p>	<p>(資料③) まちづくり協議会の認定にかかる申請について 参照</p>	

		<p>事務局 案</p> <p>●市長は、まちづくり協議会が認定要件を満たさなくなった場合、解散した場合、またはまちづくり協議会として適当でない認められる場合には認定の取消しを行うことができる。</p>	<p>▼市長は、まちづくり協議会が第6条の規定に該当しなくなったと認めるとき、解散したときその他まちづくり協議会として適当でない認めるときは、その認定を取り消すものとする。</p> <p>2 前条第4項の規定は、前項の認定の取消しについて準用する。</p> <p>(豊中市地区まちづくり条例)</p>
		<p>検討委員会での意見</p>	<p>▼市は、認定まちづくり協議会による地域におけるまちづくりを促進するため、又は認定まちづくり協議会が策定したまちづくり計画の実現のために必要があると認めるときは、当該認定まちづくり協議会に対し、技術的支援その他の措置を講じるとともに、予算の範囲内において、財政的支援をすることができる。</p> <p>(松山市地域におけるまちづくり条例)</p>
	<p>支援</p>	<p>事務局 案</p> <p>●市は、必要に応じ、まちづくり協議会の認定を受けたものに対し、活動場所や情報の提供のほか、人的および技術的な支援等の支援を行うとともに、予算の範囲内において、財政的支援を行うよう努めるものとする。また、まちづくり協議会の認定を受けようとする者に対しても、必要に応じ、同様の支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>●市長は、防災・防犯・福祉など、協働のまちづくりの推進に必要と認められる場合、まちづくり協議会に対し個人情報を提供することができる。ただし、個人情報を提供する際は、プライバシーの確保等その権利が侵害されることのないよう十分配慮して行わなければならない。</p> <p>●個人情報の提供を受けたまちづくり協議会は、提供された目的以外で個人情報を利用してはならない。</p> <p>●市は、支援を行う際、まちづくり協議会およびまちづくり協議会の認定を受けようとする者の自主性・自立性を尊重するものとする。</p>	<p>▼区長は、地域における支えあい活動を推進するために必要があると認めるときは、次項に掲げる団体、者又は機関（以下「団体等」という。）に対し、次条から第11条までに定めるところにより、次に掲げる者に係る情報を提供することができる。</p> <p>(1) 70歳以上の単身の世帯に属する者</p> <p>(2) 75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者</p> <p>(3) 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>(5) 東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている者</p> <p>(6) 児童及びその保護者であって、区長が特に支援が必要であると認めた者</p> <p>(7) 前各号に掲げる者に準ずる者として区長が認めた者</p> <p>2 前項の規定により情報を提供することができる団体等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体</p> <p>(2) 民生委員法に定める民生委員</p> <p>(3) 児童福祉法に定める児童委員</p> <p>(4) 警察署</p> <p>(5) 消防署</p> <p>3 第1項の規定により提供することができる情報は、同項各号に掲げる者の氏名、住所、年齢及び性別並びに当該者が提供することを希望する事項とする。</p> <p>4 第1項の規定による情報の提供は、規則で定めるところにより調製する名簿を書面で提供すること</p>

		<p>検討委員会での意見 ○まちづくり計画をつくとどのようなメリットがあるのか。</p>	<p>▼地域づくり組織は、地域ごとの地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活用し、地域の課題を解決するための理念、基本方針及び地域の将来像をとりまとめた計画（以下「地域ビジョン」という。）の策定に努めるものとする。</p> <p>2 市は、地域ビジョンを尊重し、各種計画の策定又は施策に反映させるよう努めるものとする。 <i>（名張市地域づくり組織条例）</i></p> <p>▼市は、その施策の策定及び実施に当たっては、認定まちづくり協議会が策定したまちづくり計画を可能な限り尊重するものとする。 <i>（松山市地域におけるまちづくり条例）</i></p>
	まちづくり計画の策定、公表	<p>事務局 案</p> <p>●まちづくり協議会は、自分たちの地域をより住みよい地域とする為に、地域の目指す将来像を掲げるとともに、それを実現するため解決すべき課題やその解決方法を示した計画を策定した場合、それを地域住民に公表する。</p> <p>●地域住民はその計画に従ったまちづくりに努める。</p> <p>●市は、まちづくり計画に従った自主的なまちづくりを尊重するものとする。</p>	
第 4 章 基礎的コミュニティ			
基礎的コミュニティ	基礎的コミュニティへの参加促進	<p>検討委員会での意見</p>	<p>市民は、地域コミュニティ活動への理解を深め、その活動に自主的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、自らが地域コミュニティの担い手であることを認識し、そのコミュニティを守り育てるよう努めるものとする。 <i>（山口市協働のまちづくり条例）</i></p> <p>市民等は、自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加するように努めるものとする。 <i>（田原市市民協働まちづくり条例）</i></p>
	支援	<p>事務局 案</p> <p>●市は、必要に応じ、基礎的コミュニティに対して、活動や情報の提供等の支援を行うものとする。</p> <p>●市は、基礎的コミュニティの自主性・自立性を尊重するものとする。</p>	<p>市は、地域コミュニティ活動を促進するため、地域コミュニティに対してまちづくりに関する情報の提供、活動拠点の整備等必要な支援をするものとする。この場合において、市は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重しなければならない。 <i>（山口市協働のまちづくり条例）</i></p>

第 5 章 市民公益活動団体

市民公益活動団体	公益活動への参加 促進	検討委員会での意見	市民は、市民活動への理解を深め、その活動に自発的かつ自主的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。 <i>(山口市協働のまちづくり条例)</i>
		事務局 案	市民等は、積極的に市民活動に参加するよう努めるものとします。 2 市長は、市民活動を推進するために、情報の提供、相談、財政的支援その他の必要な措置を講ずるものとします。この場合において、市長は、市民活動に参加する市民等の自主性及び自立性を尊重し、総合的かつ計画的に行うものとします。 <i>(駒ヶ根市協働のまちづくり条例)</i>
	支援	検討委員会での意見	市民は、市民活動への理解を深め、その活動に自発的かつ自主的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。 <i>(山口市協働のまちづくり条例)</i>
		事務局 案	市民等は、積極的に市民活動に参加するよう努めるものとします。 2 市長は、市民活動を推進するために、情報の提供、相談、財政的支援その他の必要な措置を講ずるものとします。この場合において、市長は、市民活動に参加する市民等の自主性及び自立性を尊重し、総合的かつ計画的に行うものとします。 <i>(駒ヶ根市協働のまちづくり条例)</i> 市の機関は、市民公益活動に対し、必要に応じ、人的支援、財政的支援等を行うものとする。 <i>(田原市市民協働まちづくり条例)</i> 市は、市民活動を促進するため、市民活動団体に対してまちづくりに関する情報の提供、活動拠点の整備等必要な支援をするものとする。この場合において、市は、市民活動団体の自主性及び自立性を尊重しなければならない。 <i>(山口市協働のまちづくり条例)</i>